



## 報道発表資料

平成24年1月6日

### 改正水質汚濁防止法全国説明会の開催について

水質汚濁防止法の一部を改正する法律(以下「改正水濁法」という。)が平成23年6月22日に公布され、平成24年6月1日に施行されます。

環境省では、改正水濁法の円滑な施行を図るため、事業者・業界団体の皆様に対応していただきたい点などを説明することを目的に、改正水濁法についての説明会を全国7箇所で開催します。

#### 1. 趣旨

地下水汚染の効果的な未然防止を図るための改正水濁法が平成23年6月14日に成立、6月22日に公布され、平成24年6月1日より施行されます。

改正水濁法においては、有害物質による地下水の汚染を未然に防止するため、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及び結果の記録・保存を義務付ける規定等が新たに設けられました。

これを受け、環境省では、構造、設備及び使用の方法に関する基準及び定期点検の方法を中心に、事業者や業界団体の皆様にわかりやすく解説することを目的に「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル」をとりまとめる予定です。

この度、事業者等の皆様を対象に、平成24年2月から3月の間に全国7箇所(福岡、大阪、東京、名古屋、岡山、仙台、札幌)において、改正水濁法の内容やマニュアルのポイントを解説する説明会を開催する予定です。

参加を希望される方は、開催日時及び申し込み方法等の詳細について、1月中旬(16～20日を予定)に発表予定の報道発表資料を御覧の上、お申し込みください。

#### 2. 開催日時、開催場所(予定)

開催場所	開催予定日	時間	会場	定員
福岡	2月上旬	14:00～16:00	福岡市内	200
大阪	2月上旬	14:00～16:00	大阪市内	300
東京	2月中旬	14:00～16:00	東京都内	300
名古屋	2月下旬	14:00～16:00	名古屋市内	300
岡山	2月中旬	14:00～16:00	岡山市内	250
仙台	3月上旬	14:00～16:00	仙台市内	200
札幌	3月上旬	14:00～16:00	札幌市内	100

#### 3. 参加受付方法

説明会への参加は、事前登録制です。詳細は、1月中旬(16～20日を予定)に発表予定の報道発表資料をご確認下さい。(電子メール又はFAXでの受付を予定)

#### ■連絡先

環境省 水・大気環境局 土壌環境課 地下水・地盤環境室 柳田、三浦、堀内  
直通: 03-5521-8309

代表:03-3581-3351(内線6675)

※今後、事業者等からの登録窓口を開設する予定です。

## 連絡先

---

環境省水・大気環境局土壌環境課

地下水・地盤環境室

直通 :03-5521-8309

代表 :03-3581-3351

室長 :宇仁菅 伸介(内線6670)

室長補佐:柳田 貴広(内線6671)

担当 :三浦 正史(内線6675)